

さ情審査答申第213号
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年4月5日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する平成30年成人式ハッピーフォトスクリーンに係る行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年2月1日付け総総行透第3609号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の当否を争う。

本件について成人式実施後すみやかに行政透明推進課長に苦情を述べ、課長は調査するとしたので、再度精査のうえで文書の特定を行い、再決定を求めます。

個人情報保護条例第37条にいう「事業者」に該当する、さいたま市成人式実行委員会や、さいたま市成人式実行委員会が業務委託をした業務の受託者に対して調査をせず、口頭で青少年育成課に確認しただけで、いったい何

を調べたというのか。

苦情の申し出自体も、文書に関する規定に基づき、文書にする必要がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。行政透明推進課では、窓口で審査請求人から成人式における個人情報取り扱いについて苦情を受け、成人式を所管する青少年育成課に事実確認を行ったが、青少年育成課では当該苦情に対応しており、改めて個人情報の取り扱いに努めていくことも確認した。なお、確認は口頭で行ったため、文書は作成していない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成30年1月19日に開示請求を行った「行政透明推進課が保有する平成30年成人式ハッピーフォトスクリーンに係る行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、当該情報は、平成30年1月19日現在、職員が取得・作成していないため存在しないとして不開示決定を行った。審査請求人は、本件については、行政透明推進課長に苦情を述べ、課長が調査をすと言ったので、そのことについての文書があるはずだという主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、行政透明推進課の窓口で述べた苦情の処理の顛末を記した文書が存在しないことについて、その当否を争うと主張している。

審査会として実施機関に聴取した結果、文書を作成するに至らなかったとの説明に不自然な点は認められなかった。よって、本件開示請求に対して実施機関の行った文書不存在による行政情報不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 4月 5日	諮問の受理（諮問第509号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)